

第1回

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町

合併協議会

日時：平成14年4月17日(水)

午後1時30分から

場所：国民年金健康センター

丹後おおみや

次 第

- 1 開会宣言
- 2 あいさつ 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
副会長 網野町長 濱岡六右衛門
- 3 会長、副会長及び委員の紹介
- 4 委嘱状の交付
- 5 議 事
 - (1) 報告事項
 - ・報告第 1 号 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会規約について
 - ・報告第 2 号 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会幹事会設置運営規程について
 - ・報告第 3 号 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会専門部会設置要領について
 - ・報告第 4 号 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会事務局規程について
 - ・報告第 5 号 平成 1 4 年度峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会予算について
 - ・報告第 6 号 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会委員報酬及び費用弁償規程について
 - ・報告第 7 号 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会財務規程について
 - (2) 議決事項
 - ・議案第 1 号 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会会議運営規程について
 - ・議案第 2 号 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会小委員会設置運営規程について
 - (3) 協議事項
 - ・協議第 1 号 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協定項目について
 - (3) その他
 - ・合併協議組織図について
 - ・ホームページの開設について
 - ・住民意識調査について
 - ・第 2 回協議会の開催予定について
- 6 閉 会

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会委員名簿

| | | | | |
|------|----|---|--|-----------|
| 1号委員 | 町長 | 峰山町 大宮町 網野町 丹後町 弥栄町 久美浜町 | 増田桂一 吉岡秀男 濱岡六右衛門 相見幸三 有田光亨 吉岡光義 | 副会長 会長 |
| | 助役 | 峰山町 大宮町 網野町 丹後町 弥栄町 久美浜町 | 上田博之 本城克一 梅田耕之 田中義男 行待実一 川西俊一 | |

| | | | | |
|------|----------------------|---|--|--|
| 2号委員 | 町議会議長 | 峰山町 大宮町 網野町 丹後町 弥栄町 久美浜町 | 田中春二 石河良一郎 末次祥孝 瀬川善磨 木本勇 川戸忍 | |
| | 町議会の合併に関する特別委員会等の委員長 | 峰山町 大宮町 網野町 丹後町 弥栄町 久美浜町 | 平井涉 川村嘉徳 高谷己津彦 平井芳一 田中正明 田中一 | |
| | 町議会選出議員 | 峰山町 大宮町 網野町 丹後町 弥栄町 久美浜町 | 植垣齋紀 三崎政直 田茂井誠司 浅田武夫 吉岡敏至 清水勇 | |

| | | | | |
|------|-----------|------|------------------------|--|
| 3号委員 | 学識経験を有する者 | 峰山町 | 櫛田恵里子 太田俊輝 中山力 | |
| | | 大宮町 | 養父秀是 石河武 荒田ケイ | |
| | | 網野町 | 沖田康彦 阿部智子 梅田和男 | |
| | | 丹後町 | 下田喜六 佐々木正二郎 戸石育代 | |
| | | 弥栄町 | 梅田直一 植野眞知子 行待佳平 | |
| | | 久美浜町 | 奥田圭介 美王恵次郎 川淵明美 | |
| | | 京都府 | 小川康則 加瀬康夫 | |

合併協議会規約（抜粋）
 第7条委員は、次の者をもって充てる。
 (1) 6町の町長及び6町の助役
 (2) 6町の議会の議長、6町の議会の合併に関する特別委員会の委員長（特別委員会を設置していない議会にあっては、所管の常任委員会の委員長）及び6町の議会において議員のうちから選出した者1名
 (3) 6町の長が協議して定めた学識経験を有する者

報告第1号

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町

合併協議会規約について

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
規約を別紙のとおり報告する。

平成14年4月17日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町

合併協議会 会長 相見 幸三

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 規約

(協議会の設置)

第1条 峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町、久美浜町(以下「6町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を設置する。

(協議会の名称)

第2条 この合併協議会の名称は、峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会(以下「協議会」という。)とする。

(協議会の任務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 6町の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく新市建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、6町の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、6町の長が協議して定めた場所に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、6町の長が協議し、次条の規定に基づき委員となるべき者の中からこれを選任する。

- 2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 6町の長及び6町の助役
- (2) 6町の議会の議長、6町の議会の合併に関する特別委員会の委員長(特別委員会を設置していない議会にあっては、所管の常任委員会の委員長)及び6町の議会において議員のうちから選出した者1名
- (3) 6町の長が協議して定めた学識経験を有する者

- 2 委員は、非常勤とする。

(会長、副会長の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長は、これを招集しなければならない。
- 3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ副会長及び委員

に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 前2項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(小委員会)

第11条 協議会は、担当事務の一部について、調査、審議等を行うために小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(関係職員等の出席)

第12条 会長は、必要に応じて、6町の関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、6町の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第14条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第15条 協議会に要する経費は、6町で均等に負担するものとする。

2 6町は、前項の規定による負担金を毎年度開始後速やかに協議会に納付しなければならない。

(監査)

第16条 協議会の出納は、6町の監査委員から2名を委嘱して監査委員とし、監査する。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第18条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成14年4月1日から施行する。

報告第2号

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町

合併協議会幹事会設置運営規程について

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
幹事会設置運営規程を別紙のとおり報告する。

平成14年4月17日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町

合併協議会 会長 相見 幸三

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会幹事会設置運営規程

(趣旨)

第1条 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会(以下「協議会」という。)規約(以下「規約」という。)第14条第2項の規定に基づき、協議会の幹事会(以下「幹事会」という。)の組織、運営その他幹事会について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会の会長(以下「会長」という。)の指示を受け、協議会に関する必要な事項について、協議又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、合併に必要な事項について、協議又は調整するものとする。

(幹事)

第3条 幹事は、各町の助役、各町の市町村合併担当課長、京都府峰山地方振興局地域振興部長及び協議会の事務局長の職にある者をもって充てる。

(組織)

第4条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

3 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選とする。

(会議)

第5条 幹事会は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

(会議の運営)

第6条 幹事長は、幹事会を主宰し、会議の座長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第7条 幹事会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第8条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(報告)

第9条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 幹事会の庶務は、規約第13条第1項に規定する協議会事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会

幹事会名簿

| | | |
|------------------|--------|------|
| 峰山町助役 | 上田博之 | |
| 大宮町助役 | 本城克一 | |
| 網野町助役 | 梅田耕之助 | 副幹事長 |
| 丹後町助役 | 田中義男 | 幹事長 |
| 弥栄町助役 | 行待実 | |
| 久美浜町助役 | 川西俊一 | |
| 峰山町企画商工課長 | 中村基彦 | |
| 大宮町総務課長 | 安田剛 | |
| 網野町企画振興課長 | 三浦到 | |
| 丹後町総務課長 | 大下道之 | |
| 弥栄町総務課長 | 小出光祐 | |
| 久美浜町総務課長 | 田中治男 | |
| 京都府峰山地方振興局地域振興部長 | 荒田裕安 | |
| 合併協議会事務局長 | (田中義男) | |
| 事務局(合併協議会事務局次長) | 山内一 | |

報告第3号

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町

合併協議会専門部会設置要領について

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
専門部会設置要領を別紙のとおり報告する。

平成14年4月17日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町

合併協議会 会長 相 見 幸 三

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会専門部会設置要領

(趣旨)

第1条 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会(以下「協議会」という。)幹事会規程第7条の規定の規定に基づき、協議会に専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、協議会の事務局長(以下「事務局長」という。)の指示を受け、協議会規約第3条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、次のとおりとし、各専門部会の所掌事務に係る事務を担当する各町の課長等をもって組織する。所掌事務に関係する一部事務組合の課長等が委員となることをさまたげない。

総務部会

企画財政部会

税務部会

議会部会

住民部会

保健福祉部会

病院診療所部会

教育部会

建設部会

上下水道部会

農林水産部会

商工観光部会

(役員)

第4条 専門部会に次の役員を置く。

(1) 部会長 1名

(2) 副部会長 若干名

2 役員は、委員の互選により選出する。

(役員 の 職務)

第 5 条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、事務局長の要請により、又は部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 部会長は部会の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第 7 条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、事務局長に報告するものとする。

(庶務)

第 8 条 専門部会の庶務は、部会長の属する町の担当部門が行う。

(委任)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

総務・企画・議会小委員会関連専門部会 構成員名簿

：部会長 ；副部会長

| 専門部会名 | 峰山町 | | 大宮町 | | 網野町 | | 丹後町 | | 弥栄町 | | 久美浜町 | | 関連分科会 |
|--------|----------|----|----------|----|----------|----|----------|----|----------|----|----------|----|------------------------------|
| | 所属 氏名 | 職名 | |
| 総務部会 | 総務課 | 課長 | 行政 人事・組織 広報 消防 |
| | 池田勇一郎 | | 安田 剛 | | 井本 勝己 | | 大下 道之 | | 小出 光祐 | | 田中 治男 | | |
| | | | 企画商工課 | 課長 | | | | | | | | | |
| | | | 上田 賢 | | | | | | | | | | 消防 |
| 企画財政部会 | 財政広報課 | 課長 | 総務課 | 課長 | 企画振興課 | 課長 | 企画財政課 | 課長 | 企画財政課 | 課長 | 企画財政課 | 課長 | 企画 財政 財産管理 電算 出納 |
| | 堂田 孝二 | | 安田 剛 | | 三浦 到 | | 岡田 美晴 | | 川戸 孝和 | | 辻 征一郎 | | |
| | 企画商工課 | 課長 | 企画商工課 | 課長 | 財政課 | 課長 | | | | | 建設課 | 課長 | |
| | 中村 基彦 | | 上田 賢 | | 藤原 孝司 | | | | | | 辻田 壽男 | | |
| | | | | | 情報システム課 | 課長 | | | | | | | |
| | | | | | 小石原 利和 | | | | | | | | |
| 税務部会 | 税務課 | 課長 | 税務 |
| | 谷口 正春 | | 糸井 嘉彦 | | 小石原伸秀 | | 東 和彦 | | 行待 輝男 | | 吉岡 誠一 | | |
| 議会部会 | 議会事務局 | 局長 | |
| | 中村 賢一 | | 平井 文博 | | 田淵弘信 | | 亀田 勝義 | | 辻 廣志 | | 石田 新作 | | |

住民・福祉・教育小委員会関連専門部会 構成員名簿

：部会長 ；副部会長

| 専門部会名 | 峰山町 | | 大宮町 | | 網野町 | | 丹後町 | | 弥栄町 | | 久美浜町 | | 関連分科会 |
|---------|----------|----|----------|----|----------|----|----------|----|----------|------|----------|-----|--------------------------------|
| | 所属 氏名 | 職名 | 所属 氏名 | 職名 | |
| 住民部会 | 町民課 | 課長 | 町民課 | 課長 | 戸籍・住登 年金 国保 保育所 環境 |
| | 沖 宏之 | | 中西 敏行 | | 山崎 淳之 | | 松田 正信 | | 吉岡 文代 | | 松本 義雄 | | |
| | 環境医療課 | 課長 | 保健医療課 | 課長 | | | 医療保険課 | 課長 | | | | | |
| | 深田 浩志 | | 福井 利道 | | | | 増田 卓雄 | | | | | | |
| 保健福祉部会 | 保健福祉課 | 課長 | 福祉課 | 課長 | 健康福祉課 | 課長 | 保健福祉課 | 課長 | 健康福祉課 | 課長 | 保健福祉課 | 課長 | 保健 福祉 介護保険 |
| | 谷口 宗廣 | | 藤原 晃史 | | 岸田 功三 | | 川戸 剛 | | 安達 忠行 | | 古橋 伸一 | | |
| | | | 保健医療課 | 課長 | 保険医療課 | 課長 | | | | | | | |
| | | | 福井 利道 | | 高野 重隆 | | | | | | | | |
| 病院診療所部会 | 環境医療課 | 課長 | 保健医療課 | 課長 | 保険医療課 | 課長 | 医療保険課 | 課長 | 弥栄病院 | 事務局長 | 久美浜病院 | 事務長 | |
| | 深田 浩志 | | 福井 利道 | | 高野 重隆 | | 増田 卓雄 | | 松梨 裕治 | | 清水 義夫 | | |
| 教育部会 | 教育委員会 | 次長 | 教育委員会 | 次長 | 管理 学校教育 社会教育 |
| | 山本 邦昭 | | 水野 孝典 | | 岸本 忠雄 | | 松井 邦行 | | 金久 和幸 | | 黒崎 勇 | | |

建設・産業小委員会関連専門部会 構成員名簿

：部会長 ：副部会長

| 専門部会名 | 峰山町 | | 大宮町 | | 網野町 | | 丹後町 | | 弥栄町 | | 久美浜町 | | 関連分科会 |
|--------|----------|----|----------|----|----------|----|----------|----|----------|----|----------|----|---------|
| | 所属 氏名 | 職名 | |
| 建設部会 | 建設課 | 課長 | 都市計画・建設 |
| | 尾崎 泰樹 | | 田村 進 | | 平林 伸一 | | 池田 栄 | | 藤田 竹彦 | | 辻田 壽男 | | 住宅 |
| 上下水道部会 | 水道課 | 課長 | 上下水道課 | 課長 | 上水道 |
| | 山本 訓 | | 川口 富義 | | 谷口 哲司 | | 大村 隆 | | 入江 志郎 | | 藪下 久雄 | | 下水道 |
| | 下水道組合 | 局長 | | | | | | | | | | | |
| | 山本太三郎 | | | | | | | | | | | | |
| 農林水産部会 | 農林課 | 課長 | 農林課 | 課長 | 農林水産課 | 課長 | 農林水産課 | 課長 | 農林課 | 課長 | 農林課 | 課長 | 農業 |
| | 野木 信行 | | 矢野 節雄 | | 久岡 敏高 | | 小倉美喜雄 | | 石嶋 政博 | | 増田 英雄 | | 林業 |
| | | | | | | | | | | | | | 水産 |
| 商工観光部会 | 企画商工課 | 課長 | 企画商工課 | 課長 | 商工観光課 | 課長 | 商工観光課 | 課長 | ガンバロウ課 | 課長 | 商工観光水産課 | 課長 | 商工 |
| | 中村 基彦 | | 上田 賢 | | 給田 敏之 | | 水口 孝志 | | 坪倉 護 | | 安達 徳一 | | 観光 |

新市建設計画策定小委員会関連専門部会 構成員名簿

：部会長 ：副部会長

| 専門部会名 | 峰山町 | | 大宮町 | | 網野町 | | 丹後町 | | 弥栄町 | | 久美浜町 | | 関連分科会 |
|--------|----------|----|----------|----|----------|----|----------|----|----------|----|----------|----|-------|
| | 所属 氏名 | 職名 | |
| 企画財政部会 | 財政広報課 | 課長 | 総務課 | 課長 | 企画振興課 | 課長 | 企画財政課 | 課長 | 企画財政課 | 課長 | 企画財政課 | 課長 | 企画分科会 |
| | 堂田 孝二 | | 安田 剛 | | 三浦 到 | | 岡田 美晴 | | 川戸 孝和 | | 辻 征一郎 | | |
| | 企画商工課 | 課長 | 企画商工課 | 課長 | 財政課 | 課長 | | | | | 建設課 | 課長 | |
| | 中村 基彦 | | 上田 賢 | | 藤原 孝司 | | | | | | 辻田 壽男 | | |
| | | | | | 情報システム課 | 課長 | | | | | | | |
| | | | | | 小石原 利和 | | | | | | | | |

報告第4号

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町

合併協議会事務局規程について

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
事務局規程を別紙のとおり報告する。

平成14年4月17日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町

合併協議会 会長 相 見 幸 三

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会(以下「協議会」という。)規約第13条第3項の規定に基づき、協議会の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の事務局(以下「事務局」という。)は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

(組織及び分掌事務)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班、調整第1班、調整第2班、調整第3班及び計画班を置く。

2 班の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員等)

第4条 事務局に事務局長、次長、班長その他必要な職員を置く。

2 事務の円滑な運営に資するため、京都府職員を協議会職員として派遣要請することができるものとする。

3 事務局長、次長は協議会の会長(以下「会長」という。)が任命する。

(職員の職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の運営全般を統括する。

2 次長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局内の連絡及び調整
- (2) 事務局長の職務の補佐
- (3) 事務局長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理

3 班長は、次長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 分掌する事務の統括管理
- (2) 所属職員の指揮監督
- (3) 次長の補佐

4 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(決裁)

第6条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算

- (4) 規程及び要領等の制定改廃
- (5) その他特に事務局長が重要と判断する事項
(専決事項)

第7条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし異例又は重要と認める事項については、この限りでない。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関すること。
- (2) 物品及び現金の出納に関すること。
- (3) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること。
- (4) その他軽易な事項に関すること。

(代決)

第8条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。

- 2 会長、副会長がともに不在のときは、事務局長がその事務を代決する。
- 3 事務局長が不在のときは、次長がその事務を代決する。
- 4 事務局長、次長ともに不在のときは、担当の班長がその事務を代決する。

(文書の取扱い)

第9条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、協議会事務所の所在する町の文書取扱規程等の規定を準用する。

(公印の取扱い)

第10条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体、管守者、用途及び個数は別表第2のとおりとする。

- 2 協議会の公印の管守、取扱い等については、協議会事務所の所在する町の公印規則等の規定を準用する。

(職員の服務)

第11条 事務局の職員の服務及び勤務条件については、それぞれの職員が属する団体の事務従事の例によるものとする。ただし、勤務時間の割り振り並びに休憩時間及び休息時間については、協議会事務所の所在する町の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を準用する。

(職員の給与等)

第12条 事務局の職員の給与等については、それぞれの所属する団体の負担とする。

- 2 事務局の職員の旅費については、協議会事務所の所在する町の職員等の旅費に関する条例を準用し、事務局の予算において支給するものとする。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

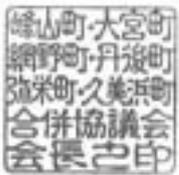
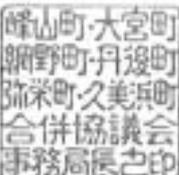
別表第1(第3条関係)

事務局分掌

| 班名 | 分掌事務 |
|--------------------------------------|---|
| 総務班 調整第1班 (総務・企画・ 議会分野) | 1 庶務及び会計に関すること 2 合併の諸手続きに関すること 3 協議会の会議に関すること 4 合併に関わる広報に関すること 5 合併に関わる資料の編纂に関すること 6 事務局職員の人事に関すること 7 報酬等支給に関すること 8 合併の方式に関すること 9 合併の期日に関すること 10 新市の名称に関すること 11 新市の事務所の位置に関すること 12 議会議員の定数及び任期の取扱いに関すること 13 特別職(各種行政委員会の委員を含む)の身分の取扱いに関する こと 14 一般職の職員の身分の取扱いに関すること 15 事務機構及び組織に関すること 16 分庁舎(支所の位置、名称、機構、業務内容、所管区域等)の取扱 いに関すること 17 財産、公の施設、債権及び債務の取扱いに関すること 18 地方税に関すること 19 一部事務組合等の取扱いに関すること 20 条例、規則等の取扱いに関すること 21 町・字名の取扱いに関すること 22 公共的団体等の取扱いに関すること 23 慣行の取扱いに関すること 24 使用料、手数料の取扱いに関すること 25 各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関すること 26 行政連絡機構の取扱いに関すること 27 消防団の取扱いに関すること 28 行政区の取扱いに関すること 29 その他他の班に属さないこと |

| | |
|------------------------------------|--|
| <p>調整第2班 (住民・福祉・ 教育分野)</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 住民、環境、福祉、医療、保健、教育事業等に係る各種事務事業の調整と6町間の調整に関する事 2 条例、規則等の取扱いに関する事 3 使用料、手数料の取扱いに関する事 4 各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関する事 |
| <p>調整第3班 (建設・産業分 野)</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 商工観光、農林水産、建設、上下水道等に係る各種事務事業の調整と6町間の調整に関する事 2 条例、規則等の取扱いに関する事 3 使用料、手数料の取扱いに関する事 4 各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関する事 |
| <p>計画班</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 新市建設計画に関する事 2 財政計画に関する事 3 新市の予算編成に関する事 |

別表第2（第10条関係）

| 名称 | ひな形 | 寸法 | 書体 | 管守者 | 用途 | 個数 |
|-------------------------------------|---|-------------------|-----|-----------------------------------|-------------------------------------|----|
| 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会長の印 |  | 24mm × 24mm | 古印体 | 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会事務局長 | 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会の一般文書用 | 1 |
| 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会事務局長の印 |  | 24mm × 24mm | 古印体 | 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会事務局長 | 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会の一般文書用 | 1 |

報告第5号

平成14年度峰山町・大宮町・網野町・丹後町
・弥栄町・久美浜町合併協議会予算について

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会の平成
14年度予算を次のとおり報告する。

平成14年4月17日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町

合併協議会 会長 相見 幸三

平成14年度
峰山町・大宮町・網野町
丹後町・弥栄町・久美浜町
合併協議会予算

平成14年度 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会予算

平成14年度 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 66,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成14年4月1日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会

会 長 相 見 幸 三

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

1. 歳 入

(単位:千円)

| 款 | 項 | 金 額 |
|-------------------|-----------|--------|
| 1 府 支 出 金 | | 6,000 |
| | 1 府 補 助 金 | 6,000 |
| 2 分 担 金 及 び 負 担 金 | | 60,000 |
| | 1 負 担 金 | 60,000 |
| 歳 入 合 計 | | 66,000 |

2. 歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|-----------|-------------|--------|
| 1 事 業 費 | | 37,802 |
| | 1 調 査 研 究 費 | 27,666 |
| | 2 広 報 啓 発 費 | 10,136 |
| 2 事 務 局 費 | | 27,759 |
| | 1 会 議 費 | 10,008 |
| | 2 事 務 費 | 17,751 |
| 3 予 備 費 | | 439 |
| | 1 予 備 費 | 439 |
| 歳 出 合 計 | | 66,000 |

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位:千円)

| 款 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較 |
|------------|--------|--------|--------|
| 1 府支出金 | 6,000 | 0 | 6,000 |
| 2 分担金及び負担金 | 60,000 | 0 | 60,000 |
| 歳入合計 | 66,000 | 0 | 66,000 |

(歳出)

(単位:千円)

| 款 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 本年度の財源内訳 | | | |
|--------|--------|-----|--------|----------|-----|-----|--------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国府支出金 | 地方債 | その他 | |
| 1 事業費 | 37,802 | 0 | 37,802 | 6,000 | 0 | 0 | 31,802 |
| 2 事務局費 | 27,759 | 0 | 27,759 | 0 | 0 | 0 | 27,759 |
| 3 予備費 | 439 | 0 | 439 | 0 | 0 | 0 | 439 |
| 歳出合計 | 66,000 | 0 | 66,000 | 6,000 | 0 | 0 | 60,000 |

2. 歳入

(款) 1府支出金

(項) 1 府補助金

(単位:千円)

| 目 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 節 | | 説明 |
|--------|-------|-----|-------|-----------|-------|------------|
| | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 府補助金 | 6,000 | 0 | 6,000 | 1 自治振興補助金 | 6,000 | 京都府自治振興補助金 |
| 計 | 6,000 | 0 | 6,000 | | | |

(款) 2分担金及び負担金

(項) 1 負担金

| 目 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 節 | | 説明 |
|---------|--------|-----|--------|---------|--------|------------------------------|
| | | | | 区分 | 金額 | |
| 1 各町負担金 | 60,000 | 0 | 60,000 | 1 普通負担金 | 60,000 | 各町負担金(均等割) 10,000 千円 × 6町 |
| 計 | 60,000 | 0 | 60,000 | | | |

3.歳出

(款) 1 事業費

(項) 1 調査研究費

(単位:千円)

| 目 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 本年度の財源内訳 | | | | 一般財源 | 節 | | 説明 | | |
|---------|--------|-----|--------|----------|-----|-----|--------|-------------|--------|-------------|----|----|----|
| | | | | 特定財源 | | | 国府支出金 | | 地方債 | その他 | | 区分 | 金額 |
| | | | | 国府支出金 | 地方債 | その他 | | | | | | | |
| 1 調査研究費 | 27,666 | 0 | 27,666 | 6,000 | 0 | 0 | 21,666 | 8 報償費 | 320 | 協力謝礼 | | | |
| | | | | | | | | 9 旅費 | 1,000 | 他府県調査他 | | | |
| | | | | | | | | 11 需用費 | 1,000 | 各種チラシ印刷他 | | | |
| | | | | | | | | 12 役務費 | 200 | 郵送料他 | | | |
| | | | | | | | | 13 委託料 | 17,600 | 建設計画策定業務委託他 | | | |
| | | | | | | | | 14 使用料及び賃借料 | 1,346 | 資料等印刷機器使用料 | | | |
| | | | | | | | | 18 備品購入費 | 6,200 | 情報機器等購入 | | | |
| 計 | 27,666 | 0 | 27,666 | 6,000 | 0 | 0 | 21,666 | | | | | | |

(款) 1 事業費

(項) 2 広報啓発費

| | | | | | | | | | | |
|---------|--------|---|--------|---|---|---|--------|-------------|-------|----------------|
| 1 広報啓発費 | 10,136 | 0 | 10,136 | 0 | 0 | 0 | 10,136 | 8 報償費 | 700 | 講演会等講師謝礼 |
| | | | | | | | | 9 旅費 | 100 | 講師旅費他 |
| | | | | | | | | 11 需用費 | 3,600 | パンフレット・資料作成経費他 |
| | | | | | | | | 12 役務費 | 160 | 協議会だより配布経費他 |
| | | | | | | | | 13 委託料 | 100 | ホームページ作成委託 |
| | | | | | | | | 14 使用料及び賃借料 | 516 | 町民説明会等会場借上げ |
| | | | | | | | | 18 備品購入費 | 4,960 | 情報機器等購入 |
| 計 | 10,136 | 0 | 10,136 | 0 | 0 | 0 | 10,136 | | | |

(款) 2 事務局費

(項) 1 会議費

| | | | | | | | | | | |
|-------|--------|---|--------|---|---|---|--------|--------|-------|--------------|
| 1 会議費 | 10,008 | 0 | 10,008 | 0 | 0 | 0 | 10,008 | 1 報酬 | 7,800 | 協議会委員・監査委員報酬 |
| | | | | | | | | 9 旅費 | 650 | 委員旅費 |
| | | | | | | | | 11 需用費 | 600 | 資料作成経費他 |

| 目 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 本年度の財源内訳 | | | | 節 | | 説明 |
|---|--------|-----|--------|----------|-----|-----|--------|-------------|-----|---------------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 | 区分 | 金額 | |
| | | | | 国府支出金 | 地方債 | その他 | | | | |
| | | | | | | | | 12 役務費 | 426 | 会議録筆耕手数料 |
| | | | | | | | | 14 使用料及び賃借料 | 532 | 会場及び資料印刷機器使用料 |
| 計 | 10,008 | 0 | 10,008 | 0 | 0 | 0 | 10,008 | | | |

(款) 2 事務局費 (項) 2 事務局費

| | | | | | | | | | | |
|--------|--------|---|--------|---|---|---|--------|---------------|-------|-------------|
| 1 事務局費 | 17,751 | 0 | 17,751 | 0 | 0 | 0 | 17,751 | 11 需用費 | 3,600 | 事務所管理費 電気代他 |
| | | | | | | | | 12 役務費 | 2,000 | 各種通信設備経費 |
| | | | | | | | | 13 委託料 | 753 | 事務所管理委託経費 |
| | | | | | | | | 14 使用料及び賃借料 | 7,658 | 事務所家賃・事務機器他 |
| | | | | | | | | 18 備品購入費 | 1,840 | 情報機器等購入 |
| | | | | | | | | 19 負担金補助及び交付金 | 1,900 | 臨時職員派遣負担金 |
| 計 | 17,751 | 0 | 17,751 | 0 | 0 | 0 | 17,751 | | | |

(款) 3 予備費 (項) 1 予備費

| | | | | | | | | | | |
|-------|-----|---|-----|---|---|---|-----|--|--|--|
| 1 予備費 | 439 | 0 | 439 | 0 | 0 | 0 | 439 | | | |
| 計 | 439 | 0 | 439 | 0 | 0 | 0 | 439 | | | |

報告第 6 号

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町

合併協議会委員等の報酬及び費用弁償規程について

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
委員等の報酬及び費用弁償規程を別紙のとおり報告する。

平成 1 4 年 4 月 1 7 日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町

合併協議会 会 長 相 見 幸 三

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会委員等の
報酬及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会(以下「協議会」という。)規約第18条第2項の規定に基づき、協議会の委員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬及び費用弁償の額)

第2条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員(以下「協議会委員等」という。)の報酬は、日額6,000円とし、費用弁償としては、500円を支給する。ただし、地方公共団体の長、助役その他の常勤職員については、これを支給しない。

2 協議会委員等が協議会の構成町以外に出張した場合及び協議会委員等以外の識見者が協議会の依頼を受けて会議等に出席した場合の旅費については、協議会の事務局の所在する町の旅費に関する条例等の規定を準用する。

(委任)

第3条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

報告第7号

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町

合併協議会財務規程について

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
財務規程を別紙のとおり報告する。

平成14年4月17日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町

合併協議会 会長 相見 幸三

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会規約第17条の規定に基づき、峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の歳入歳出予算は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をその歳入とし、協議会の事務の管理及び執行に要する経費をその歳出とするものとする。

(組織及び分掌事務)

第3条 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度歳入歳出予算を調製し、年度開始前に協議会の会議を経なければならない。ただし、協議会設立初年度においては、この限りでない。

2 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(予算の補正)

第4条 協議会は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じたときには、その旨を協議会構成町に申し出るものとする。

2 協議会構成町が協議により協議会に係る既定予算の補正すべき額を決定したときは、会長は、補正予算を調製し、協議会の会議を経なければならない。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、金融機関に預金する等確実な方法によって保管しなければならない。

(協議会出納員)

第6条 会長は、協議会の職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて協議会の出納その他の会計事務を処理する。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(決算等)

第7条 会長は、毎会計年度終了後協議会の決算書を作成し、協議会の会議の認定を受けなければならない。

(準用規程)

第8条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務については、協議会の事務所の所在する町の財務規則を準用する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

【参 考】

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会規約

第16条第1項により、委嘱した監査委員

峰山町 松 本 富 雄

網野町 真 柴 誠

議案第 1 号

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町

合併協議会会議運営規程について

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
会議運営規程を別紙のとおり提案する。

平成 1 4 年 4 月 1 7 日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町

合併協議会 会 長 相 見 幸 三

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会会議運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会（以下「協議会」という。）規約第10条第3項の規定に基づき、協議会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 会議の運営に際しては、町民意見の反映と、公平・公正な協議の推進に努めなければならない。

（議長等の責務）

第3条 議長は、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

（会議の開催）

第4条 会議の開催は、計画的に行うものとする。

（会議の開閉等）

第5条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告するものとする。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

3 議長が必要と認めるときは、会議に諮って学識経験を有する者その他関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（会議の進行）

第6条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって議事を進めるものとする。

（会議の公開）

第7条 会議は、公開とする。ただし、委員の半数以上の賛成があるときは、公開しないことができるものとする。

（傍聴）

第8条 会議は、議長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 議長は、必要があると認められるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

（会議録）

第9条 議長は、事務局長をして会議録を調製し、会議の次第及び出席職員の名を記載させなければならない。

（規律）

第10条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、文書等を配布するとき、議長の許可を得なければならない。

附 則

この規程は、平成14年4月17日から施行する。

議案第 2 号

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町

合併協議会小委員会設置運営規程について

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
小委員会設置運営規程を別紙のとおり提案する。

平成 1 4 年 4 月 1 7 日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町

合併協議会 会 長 相 見 幸 三

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
小委員会設置運営規程（案）

（趣旨）

第1条 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会（以下「協議会」という。）規約（以下「規約」という。）第11条の規定に基づき、協議会に小委員会を設置する。

（所掌事務）

第2条 小委員会は協議会規約第3条に掲げる事項の一部について、より専門的に調査、審議等をするものとする。

2 小委員会の分掌事務は、別表のとおりとする。

（編成）

第3条 小委員会の定数は次のとおりとする。ただし、新市建設計画策定小委員会については、他の小委員会との兼務も妨げないものとする。

（1）総務・企画・議会小委員会 14人以内

（2）住民・福祉・教育小委員会 14人以内

（3）建設・産業小委員会 14人以内

（4）新市建設計画策定小委員会 20人以内

2 委員の所属は協議会の会長が指名する。

3 各小委員会には委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

（会議）

第4条 小委員会の会議は、委員長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 委員長は、小委員会の議長となる。

3 委員長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 小委員会は、必要に応じて関係する他の小委員会と合同の会議を開催することができる。

（報告）

第5条 委員長は、小委員会の協議経過及び結果について、協議会に報告するものとする。

（庶務）

第6条 小委員会の庶務は、協議会事務局が行う。

（委任）

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成14年4月17日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

小委員会分掌事務

| 委員会名 | 分 掌 事 務 |
|------------------|--|
| 総務・企画・議 会小委員会 | 1 合併の方式に関する事 2 合併の期日に関する事 3 新市の名称に関する事 4 新市の事務所の位置に関する事 5 議会議員の定数及び任期の取扱いに関する事 6 特別職（各種行政委員会の委員を含む）の身分の取扱いに関する事 7 一般職の職員の身分の取扱いに関する事 8 事務機構及び組織に関する事 9 条例、規則等の取扱いに関する事 10 財産、公の施設、債権及び債務の取扱いに関する事 11 地方税に関する事 12 一部事務組合の取扱いに関する事 13 使用料、手数料の取扱いに関する事 14 公共的団体等の取扱いに関する事 15 各種団体への補助金、交付金の取扱いに関する事 16 町・字の区域及び名称の取扱いに関する事 17 町の慣行の取扱いに関する事 18 各種事務事業（総務、企画、議会分野）の取扱いに関する事 19 その他、他の小委員会に属さない事 |
| 住民・福祉・教 育小委員会 | 1 各種事務事業（住民、福祉、教育分野）の取扱いに関する事 2 条例、規則等の取扱いに関する事 3 使用料、手数料の取扱いに関する事 4 各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関する事 |
| 建設・産業小委 員会 | 1 各種事務事業（建設、産業分野）の取扱いに関する事 2 条例、規則等の取扱いに関する事 3 使用料、手数料の取扱いに関する事 4 各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関する事 |
| 新市建設計画策 定小委員会 | 1 新市建設計画に関する事 2 財政計画に関する事 |

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 小委員会委員構成

| 区 分 | 1 号 委 員 | | 2 号 委 員 | | 3 号 委 員 | |
|--------------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|
| 総務・企画・議会小委員会 | 峰山町 | 上田博之 | 峰山町 | 田中春二 | 峰山町 | 太田俊輝 |
| | 丹後町 | 田中義男 | 大宮町 | 三崎政直 | 大宮町 | 養父秀是 |
| | | | 網野町 | 高谷己津彦 | 網野町 | 沖田康彦 |
| | | | 丹後町 | 瀬川善麿 | 丹後町 | 下田喜六 |
| | | | 弥栄町 | 吉岡敏至 | 弥栄町 | 行待佳平 |
| | | | 久美浜町 | 田中 一 | 久美浜町 | 奥田圭介 |
| 住民・福祉・教育小委員会 | 大宮町 | 本城克一 | 峰山町 | 植垣齋紀 | 峰山町 | 櫛田恵里子 |
| | 弥栄町 | 行待 実 | 大宮町 | 石河良一郎 | 大宮町 | 荒田ケイ |
| | | | 網野町 | 田茂井誠司郎 | 網野町 | 阿部智子 |
| | | | 丹後町 | 平井芳一 | 丹後町 | 戸石育代 |
| | | | 弥栄町 | 木本 勇 | 弥栄町 | 植野真知子 |
| | | | 久美浜町 | 清水 勇 | 久美浜町 | 美王恵次郎 |
| 建設・産業小委員会 | 網野町 | 梅田耕之助 | 峰山町 | 平井 涉 | 峰山町 | 中山 力 |
| | 久美浜町 | 川西俊一 | 大宮町 | 川村嘉徳 | 大宮町 | 石河 武 |
| | | | 網野町 | 末次祥孝 | 網野町 | 梅田和男 |
| | | | 丹後町 | 浅田武夫 | 丹後町 | 佐々木正二郎 |
| | | | 弥栄町 | 田中正明 | 弥栄町 | 梅田直一 |
| | | | 久美浜町 | 川戸 忍 | 久美浜町 | 川瀬明美 |
| 新市建設計画策定小委員会 | 峰山町 | 増田桂一 | 峰山町 | 田中春二 | 峰山町 | 中山 力 |
| | 大宮町 | 吉岡秀男 | 大宮町 | 石河良一郎 | 大宮町 | 養父秀是 |
| | 網野町 | 濱岡六右衛門 | 網野町 | 末次祥孝 | 網野町 | 沖田康彦 |
| | 丹後町 | 相見幸三 | 丹後町 | 瀬川善麿 | 丹後町 | 下田喜六 |
| | 弥栄町 | 有田光亨 | 弥栄町 | 木本 勇 | 弥栄町 | 行待佳平 |
| | 久美浜町 | 吉岡光義 | 久美浜町 | 川戸 忍 | 久美浜町 | 奥田圭介 |
| | | | | | 京都府 | 小川康則 |
| | | | | 京都府 | 加瀬康夫 | |

協議第1号

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町

合併協定項目について

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協定項目を別紙のとおり協議する。

平成14年4月17日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町

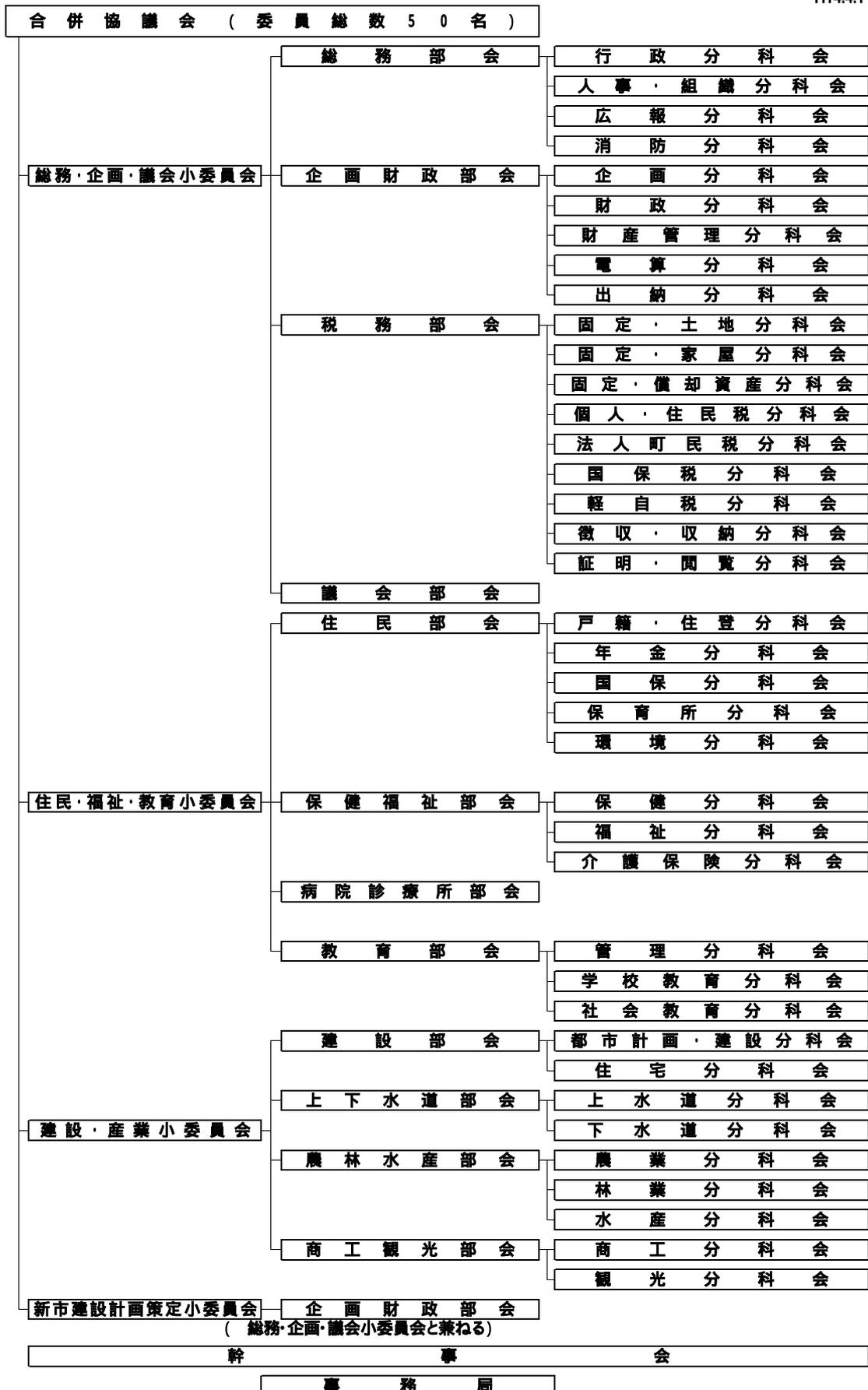
合併協議会 会長 相見 幸三

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会
合併協定項目(案)

| | |
|------------------------|-------------------------|
| 基本的協定項目(5項目) | |
| 1 | 合併の方式に関する事 |
| 2 | 合併の期日に関する事 |
| 3 | 新市の名称に関する事 |
| 4 | 新市事務所の位置に関する事 |
| 5 | 財産及び債務の取扱いに関する事 |
| 合併特例法に規定されている項目(4項目) | |
| 6 | 議会議員の定数及び任期の取扱いに関する事 |
| 7 | 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する事 |
| 8 | 地方税の取り扱いに関する事 |
| 9 | 一般職の職員の身分の取扱いに関する事 |
| その他必要協定項目(大項目12+中項目29) | |
| 10 | 特別職等の身分の取扱いに関する事 |
| 11 | 条例、規則の取扱いに関する事 |
| 12 | 事務機構及び組織の取扱いに関する事 |
| 13 | 一部事務組合等の取扱いに関する事 |
| 14 | 使用料及び手数料等の取扱いに関する事 |
| 15 | 公共的団体等の取扱いに関する事 |
| 16 | 各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関する事 |
| 17 | 町、字の区域及び名称の取扱いに関する事 |
| 18 | 町の慣行の取扱いに関する事 |
| 19 | 各種事務事業の取扱いに関する事 |
| 19-1 | 自治会、行政連絡機構の取扱い |
| 19-2 | 情報公開の取扱い |
| 19-3 | 男女共同参画の取扱い |
| 19-4 | 人権啓発の取扱い |
| 19-5 | 広聴広報の取扱い |
| 19-6 | 消防団の取扱い |
| 19-7 | 防災関係の取扱い |
| 19-8 | 姉妹都市等の取扱い |
| 19-9 | 電算システムの取扱い |
| 19-10 | 納税関係の取扱い |
| 19-11 | 国民健康保険の取扱い |
| 19-12 | 保育所の取扱い |
| 19-13 | 環境事務の取扱い |
| 19-14 | 塵埃処理の取扱い |
| 19-15 | 保健衛生の取扱い |
| 19-16 | 各種社会福祉事業等の取扱い |
| 19-17 | 介護保険の取扱い |
| 19-18 | 病院、診療所の取扱い |
| 19-19 | 小中学校、幼稚園の通学区域等の取扱い |
| 19-20 | 学校教育の取扱い |
| 19-21 | 学校給食の取扱い |
| 19-22 | 社会教育の取扱い |
| 19-23 | 都市計画の取扱い |
| 19-24 | 建設関係事業の取扱い |
| 19-25 | 公営住宅の取扱い |
| 19-26 | 上水道等の取扱い |
| 19-27 | 下水道等の取扱い |
| 19-28 | 農林水産事業の取扱い |
| 19-29 | 商工観光事業の取扱い |
| 20 | 新市建設計画に関する事 |
| 21 | その他必要な事項に関する事 |

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会組織図

H14.4.1



その他

合併協議会組織図について

別紙のとおり

その他

合併協議会ホームページの開設について

別紙のとおり

その他

住民意識調査について

その他

第2回合併協議会の開催予定について

日 時 平成14年6月26日(水)午後1時30分から

場 所 峰山町中央公民館 大会議室

議 題 1 新市建設計画の基本理念について
2 その他

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会会議
運営申し合わせ事項

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会会議運営規程に基づき、協議会の会議の運営等に関し、次のとおり申し合わせるものとする。

1 会議の定例開催（規程第4条）

会議開催日及び開催時間は、原則として、以下のとおりとする。

- (1) 開催日 隔月第4水曜日（議会月を含む。）とする。必要に応じて随時開催するものとする。
- (2) 会議時間 午後1時30分から（必要に応じて変更できる（夜間開催等））
- (3) 開催場所 6町回り持ちとする
- (4) 会議の招集 原則1週間前には開催を通知する。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

2 傍聴の取扱い（規程第8条）

- ・原則、6町の議会の傍聴人の取り扱いに準じることとし、事務局において処理する。
- ただし、傍聴人の定員は、議長が協議会の開催ごとに会場の都合により定める。傍聴希望者が会場定員を超えるときは、くじ引きで傍聴人を決する。

傍聴の制限の例は、概ね下記のとおり。

(1)次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- ・ 銃器その他危険な物を持っている者
- ・ 酒気を帯びていると認められる者
- ・ はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗及びのぼりの類を持っている者
- ・ 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- ・ その他、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(2)傍聴人は、傍聴席で次の事項を守らなければならない。傍聴人が下記に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

- ・ 会議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- ・ 論談し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。
- ・ はち巻き及び腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- ・ 飲食及び喫煙をしないこと。
- ・ みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

- ・ その他、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3)傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、議長の許可を得た者はこの限りでない。
- (4)傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

3 会議録等の公開（規程第9条）

会議録は、次の協議会の会議以降で承認を得た上、公開するものとする。

ただし、協議会の会議の内容は、事務局において、その概要を当日の配付資料とともに、協議会ホームページ等のできる限り早く公開するものとする。

4 資料提供の取扱い

傍聴者に対しては、協議会配布資料は、閲覧用のものを1部準備するものとする。

協議会配布資料は、後日、協議会のホームページ等で公開するが、協議会の開催日の翌日から、6町の役場において閲覧できるようにする。

また、複製の申し出のある者については、各町の規程に基づき、実費を徴した上で複製を配布する。

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会小委員会
会議運営申し合わせ事項

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会小委員会設置運営規程に基づき、協議会小委員会の会議の運営等に関し、次のとおり申し合わせるものとする。

1 会議の開催

- ・ 小委員会の会議は、原則として、各小委員会の正副委員長の選出された町で交互に開催するものとする。ただし、新市建設計画策定小委員会については、6町持ち回りで開催するものとする。

2 傍聴の取扱い

- ・ 小委員会における傍聴は、その都度委員長が許可するものとする。
- ・ その取り扱いは、協議会会議運営申し合わせ事項に準じるものとする。

3 会議の内容の公開等について

- ・ 小委員会の会議の内容は、事務局において、その概要を当日の配付資料とともに、協議会のホームページ等でできる限り早く公開するものとする。

4 資料提供の取扱い

- ・ 委員長が傍聴を許可した場合は、小委員会配布資料を、閲覧用として1部準備するものとする。
- ・ 小委員会配布資料は、後日、協議会のホームページ等で公開するが、小委員会開催日の翌日から、6町の役場において閲覧できるようにする。
- ・ また、複製の申し出のある者については、各町の規程に基づき、実費を徴した上で複製を配布する。